

確認してみましょう！ 私は申告が **必要？** **不要？**

※この図は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安ですので、当てはまらない場合があります。

スタート

令和5年中に収入がありましたか？

※収入のうち上場株式等に係る配当所得等がある方は、次ページをご覧ください。

いいえ

家族の人の税法上の扶養親族(16歳未満を含む)ですか？

はい

申告は不要です。

いいえ

申告の義務はありませんが、所得(課税)証明書の発行や、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定・軽減判定などに必要なため、令和5年中の所得がなくても市民税・県民税の申告をすることをお勧めします。

はい

①

公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除内容※に変更や追加がありますか？

※医療費、生命保険料、扶養の追加、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料など納付書または口座振替により納付している社会保険料等

はい

所得税等の還付を受ける人は確定申告が必要です。それ以外の人は市民税・県民税の申告をしてください。

※控除内容に変更や追加がある場合は、申告しなければ税額計算に算入されません。

いいえ

申告は不要です。

収入の内容は？

- ① 非課税収入のみ(遺族年金・障害年金など)
- ② 公的年金収入のみで、合計が400万円以下
- ③ 1カ所からの給与収入のみ
- ④ 上記①～③以外

②

③

年末調整を受けていて、その内容に変更や追加はありますか？

はい、または年末調整を受けていない

所得税等の額が増える人や還付を受ける人は確定申告が必要です。それ以外の人は市民税・県民税の申告をしてください。

いいえ

申告は不要です。

④

次のA～Dのいずれかに該当しますか？

- A** 1カ所からの給与収入があり、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える
- B** 2カ所以上からの給与収入があり、従たる給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計が20万円を超える
- C** 公的年金の収入金額の合計が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える
- D** 上記A～C以外の人で、令和5年1年間の所得の合計が所得控除額の合計を超える

はい

原則、確定申告が必要です。

いいえ

市民税・県民税の申告をしてください。